

蒲郡市農業用施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で盛んな施設栽培の産地の維持発展を図ることを目的として新規に農業用ハウス施設及び附帯設備を整備するために要する経費に対し、蒲郡市農業用施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、当該補助対象事業と同一の事業で、国及び県等から補助金等の交付を受けられる場合は、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市農業用施設整備費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）及び収支予算書
- (2) 実施設計書又は見積書
- (3) 施設等の位置図、配置図、平面図等の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当

と認めたものについて、速やかに補助金の交付の決定を、不相当と認めたものについては、速やかに補助金の不交付の決定をしなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定をしたとき又は不交付の決定をしたときは、申請者に対して、決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を蒲郡市農業用施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により速やかに通知しなければならない。

（補助金の交付条件）

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第6条 第4条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（着手）

第7条 補助事業の着手は、原則として第4条の交付の決定を受けた後に行うものとする。ただし、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ蒲郡市農業用施設整備費補助金交付決定前着手届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかにその旨を蒲郡市農業用施設整備事業着手届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

（状況報告及び立入検査等）

第8条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補

助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業の遂行等の指示等)

第9条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(事業の内容の変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第5条第1項各号の場合に該当したときは、速やかに蒲郡市農業用施設整備費補助金変更承認申請書(第6号様式)又は蒲郡市農業用施設整備事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は、この限りではない。

- (1) 総事業費の20パーセント以内の増減の場合
- (2) 農業用ハウス施設等面積の20パーセント以内の増減の場合
- (3) その他市長が軽微な変更と認める場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したときは、蒲郡市農業用施設整備費補助金変更決定通知書(第8号様式)又は蒲郡市農業用施設整備事業中止(廃止)承認通知書(第9号様式)により、速やかに当該承認の申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の成果を記載した蒲郡市農業用施設整備費補助金実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書、経費の支払いを証する書類(以下「支払証明書」という。)又はこれに代わる書類
- (2) 施工前及び施工後の写真
- (3) 事業完了後に取得した農家台帳の写し又は整備地の農地を売買又は貸借した

ことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、農業用ハウス施設等整備の完了（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に、蒲郡市農業用施設整備費補助金確定通知書（第11号様式）により通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市農業用施設整備費補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期）

第14条 補助金は、第12条の規定により確定した額を蒲郡市農業用施設整備費補助金交付請求書受領後に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 当該農業用ハウス施設等が償却資産である場合において市長へ償却資産の申告をしなかったとき。
- (4) 第12条の規定により補助金の額が確定した日から起算して5年を経過した日前に補助事業者の責めに帰すべき理由により当該農業用ハウス施設を処分したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した

ときは、蒲郡市農業用施設整備事業費補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(帳簿等備付)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	市内に整備する新設農業用ハウス施設に関する事業
補助対象経費	<p>1 次に掲げる全ての要件に該当し、かつ、市内に整備する農業用ハウス施設等の建て替えを含む新設に要する経費。</p> <p>(1) 農業用ハウス施設は、自己所有農地又は農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等による公的な手続により貸借された土地に整備されること。</p> <p>(2) 農産物の販売を目的として使用するための施設であること。</p> <p>(3) 農業用ハウス施設本体及び本体工事と一体的に整備を行う必要のある附帯設備並びに整備する土地の造成費に係る経費のうち、市長が認める経費であること。なお、中古資材を用いた場合も対象とする。ただし、消耗品及び農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。</p> <p>(4) 農業用ハウス施設を自己施工するときは、その資材購入費。ただし、申請者若しくは申請者と同一世帯の者による施工又は申請者が農業経営する事業所による施工に伴う工賃及び人件費は、補助の対象としない。</p> <p>(5) 農業用ハウス施設等の整備に係る経費が100万円以上となること。</p>
補助金の額	補助対象経費の10パーセント以内で予算で定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、1補助事業者について400万円を限度額とする。